

ろ過池掻取工事仕様書

目詰まりした緩速ろ過池のろ過機能を回復させるために行う本工事は、緩速ろ過によって作るろ過水の水質の安全性を確保するため、次のとおり施工すること。

- 1 施工開始から終了まで、現地責任者を常駐させること。
- 2 施工日が雨天等により、ろ過池を管理するうえで問題が生じる恐れがあるときは、発注者の指示に従い工事を延期すること。
- 3 ろ過池に入る前に、次亜塩素酸ナトリウムを入れた洗い桶で履物（できるだけ幅の広い底の平らなもの）を消毒し、ろ床を汚染しないようにすること。なお使用は、ろ過池内のみとすること。
- 4 ろ過池へは梯子を使ってゆっくり降りることとし、飛び降りたりしないこと。
- 5 工事に使用する用具は、十分に洗浄した清潔なものを使用すること。
- 6 スコップ等を砂面に突き刺し、砂層を傷めるような行為はしないこと。
- 7 流入部の水抜き清掃及びろ過池周辺の壁面を丁寧に清掃すること。
- 8 砂面排水柵内部の水抜きをし、砂、汚泥等を取り除き清掃すること。
- 9 ろ過池内への機械搬入は、クレーン付トラックで吊降ろすこと。また、機械搬出はクレーン付トラックで吊上げること。
- 10 ろ過池干水後、砂層の表面を削取り機により平坦に1 cm の厚さで均等に削取ること。なお、削取り機の操作は受注者が行うこと。また、削取り機による工事が困難な箇所は、人力により行うこと。
- 11 各機械への燃料補充は、施工前にろ過池外で補充し、ろ過池内では補充しないこと。
- 12 削取りした砂面を汚砂等によって汚染しないよう注意すること。

- 13 砂面の高低差がある場合、また、削取りによって高低差が生じた場合は、高い面を厚めに削取りし砂面を水平に保つようにすること。
- 14 削取った砂は、場内の砂置き場に搬出すること。また、6回に1回はショベルカーなどで押し、積み上げること。
- 15 削取り後、砂層面の凹凸がないよう不陸整生・敷き均しをすること。
- 16 発注者の指示により、流入部の砂面保護コンクリートの高さの調整を行うこと。
- 17 藻が多い場合は藻だけを集め、発注者が指定する場所に搬出すること。
- 18 発注者が貸与する機械（砂掻上機・砂運搬車・ベルトコンベア）以外の工事に使用する用具及び機械は、原則として受注者が負担すること。
- 19 工事終了後、ろ過池周囲の汚砂等の清掃を行い、用具は水洗いをして受注者において適切に管理すること。必要があれば、発注者の承諾を得たうえで用具等及び機器を発注者が指定する浄水場内の場所に置くことができる。
- 20 工事開始から遅くとも2日以内にすべての作業を終了させること。
- 21 腸内細菌検査を年2回（半年に1回）実施し、検査結果報告書を発注者へ提出すること。
- 22 仕様書に疑義を生じた場合は、発注者の指示に従うこと。

（参考）年間の削取り回数は概ね50回程度を予定していますが、浄水水量、原水水質により変動するため、実施回数を保証するものではありません。

ろ過池掻取工事

工 事 数 量 総 括 表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
本工事費						
ろ過池掻取	1	式			Lv1	
ろ過池掻取工	1	式			Lv2	
清掃及び掻取工	1	式			Lv3	
ろ過池清掃	1	式			Lv4	
掻き取り t=10mm	1	式			Lv4	
敷き均し	1,100	m2			Lv4	
発生土処理	1,100	m2			Lv3	
汚砂処理	1	式			Lv4	
	1	式				

工 事 数 量 総 括 表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
直接工事費計						
共通仮設費計						
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
	1	式				

工 事 数 量 総 括 表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
消費税等相当額	1	式				
合計						